

附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）  
（実施日）

この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。

附則（23 J 企推特発第 354 号、355 号および第 356 号）  
（実施日）

この規定は、平成 23 年 5 月 30 日から実施する。

附則（23 J 企推特発第 1050 号、1051 号および第 1052 号）  
（実施日）

この規定は、平成 23 年 10 月 3 日から実施する。

附則（24 J 企推特発第 191 号、192 号および第 193 号）  
（実施日）

この規定は、平成 24 年 5 月 9 日から実施する。

附則（24 J 企推特発第 2142 号、2143 号および第 2144 号）  
（実施日）

この規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附則（25 J 企推特発第 284 号、285 号および第 286 号）  
（実施日）

この規定は、平成 25 年 5 月 24 日から実施する。

附則（25 J 企推特発第 455 号、456 号および第 457 号）  
（実施日）

この規定は、平成 25 年 6 月 20 日から実施する。

附則（26 J 企推特発第 1732 号、1733 号および第 1734 号）  
（実施日）

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（26 J 企推特発第 2129 号、2130 号および第 2131 号）  
（実施日）

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（27 J 企推特発第 782 号、783 号および第 784 号）  
（実施日）

この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附則（27 J 企推特発第 1185 号、1186 号および第 1187 号）  
（実施日）

この規定は、平成 27 年 9 月 13 日から実施する。

附則（27 J 企推特発第 1362 号、1363 号および第 1364 号）  
（実施日）

この規定は、平成 27 年 10 月 30 日から実施する。

附則（29 J 企推特発第 1502 号、1503 号および第 1504 号）  
（実施日）

この規定は、平成 29 年 12 月 29 日から実施する。

附則（29 J 企推特発第 2166 号、2167 号および第 2168 号）  
（実施日）

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則（30 J 企推特発第 1417 号、1418 号および第 1419 号）  
（実施日）

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2019 J 実特発第 686 号、687 号）  
（実施日）

この規定は、2019 年 10 月 1 日から実施する。

附則（2019 J 実特発第 919 号、920 号）  
（実施日）

この規定は、2020 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2020 J 実特発第 526 号、527 号）  
（実施日）

この規定は、2020 年 12 月 1 日から実施する。

附則（2020J 実特発第 928、929 号）  
（実施日）

この規定は、2021 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2021J 革特発第 305 号）  
（実施日）

この規定は、2021年10月1日から実施する。

**附則**（2021J 革特発第 1208 号）

（実施日）

この規定は、2022年4月1日から実施する。

**附則**（2022J 革特発第 237 号）

（実施日）

この規定は、2022年11月4日から実施する。

**附則**（2022J 革特発第 702 号）

（実施日）

この規定は、2022年11月14日から実施する。

**附則**（2022J 革特発第 2354 号）

（実施日）

この規定は、2023年4月1日から実施する。

**附則**（2023J 革特発第 392 号）

（実施日）

この規定は、2023年8月1日から実施する。

**附則**（2023J 革特発第 2523 号）

（実施日）

この規定は、2024年4月1日から実施する。